

### 資格登録停止措置の概要

- 資格登録停止措置業者名  
丸友開発株式会社(静岡県浜松市中央区若林町285)[1000013346]
- 資格登録停止措置の期間  
令和8年3月26日 ~ 令和8年4月25日(1ヶ月)
- 資格登録停止措置の地域  
地域2 東京支社が所掌する地域
- 事実概要  
当該資格登録者は、静岡県磐田市内の民間発注工事ほか15件の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反し、その現場に専任の主任技術者等でなければならない者を、他の現場の主任技術者等として兼務させていた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年2月17日、静岡県知事より監督処分(指示)を受けた。
- 資格停止措置理由  
資格登録者である上記事業者が、建設業法に違反したとして、静岡県知事から監督処分(指示)を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第10号(建設業法違反行為)の措置要件に該当する。

#### <資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先 中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)